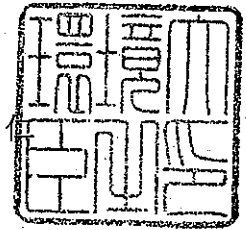




諮問第287号  
環水大土発第100812001号  
平成22年8月12日

中央環境審議会会長  
鈴木基之 殿

環境大臣  
小沢 鋭



地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（諮問）

下記の理由により、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

これまで地下水汚染対策については、平成元年に水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成元年法律第34号）により、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水の地下浸透規制や地下水質の常時監視等に関する規定が整備された。また、平成8年には、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第58号）により、有害物質により汚染された地下水に係る浄化措置命令や油に係る事故時の措置に関する規定が整備されるなど、地下水質の保全を推進してきた。

しかし、近年においても、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。これらの地下水汚染事例の汚染原因を調査したところ、地下浸透規制等に関する規定が整備された平成元年度以降も汚染水の地下浸透の事例が見られることが明らかとなった。

また、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正する法律（平成22年法律第31号）の附帯決議において、「地下水汚染対策等、水環境における諸問題について、今後も着実に対応を進めること」とされたところである。

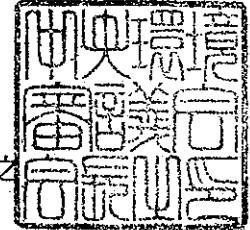
本諮問は、このような状況を踏まえ、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第565号  
平成22年8月12日

中央環境審議会水環境部会  
部会長 松尾 友矩 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（付議）

平成22年8月12日付け諮問第287号、環水大土発第100812001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。